

一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する労災保険率表

			40%減	35%減	30%減	25%減	20%減	15%減	10%減	5%減	基準率	5%増	10%増	15%増	20%増	25%増	30%増	35%増	40%増	
			1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の
31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	平成30年4月1日 以降のもの ①（※）	38.64	41.81	44.98	48.15	51.32	54.49	57.66	60.83	64	67.17	70.34	73.51	76.68	79.85	83.02	86.19	89.36	
		平成30年4月1日 以降のもの ②（※）	37.44	40.51	43.58	46.65	49.72	52.79	55.86	58.93	62	65.07	68.14	71.21	74.28	77.35	80.42	83.49	86.56	
		令和6年4月1日 以降のもの	20.64	22.31	23.98	25.65	27.32	28.99	30.66	32.33	34	35.67	37.34	39.01	40.68	42.35	44.02	45.69	47.36	
32	道路新設事業	平成30年4月1日 以降のもの	6.84	7.36	7.88	8.4	8.92	9.44	9.96	10.48	11	11.52	12.04	12.56	13.08	13.6	14.12	14.64	15.16	
33	舗装工事業	平成30年4月1日 以降のもの	5.64	6.06	6.48	6.9	7.32	7.74	8.16	8.58	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.1	11.52	11.94	12.36	
34	鉄道又は 軌道新設事業	平成30年4月1日 以降のもの	5.64	6.06	6.48	6.9	7.32	7.74	8.16	8.58	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.1	11.52	11.94	12.36	
35	建築事業	平成30年4月1日 以降のもの	5.94	6.385	6.83	7.275	7.72	8.165	8.61	9.055	9.5	9.945	10.39	10.835	11.28	11.725	12.17	12.615	13.06	
38	既設建築物 設備工事業	平成30年4月1日 以降のもの	7.44	8.01	8.58	9.15	9.72	10.29	10.86	11.43	12	12.57	13.14	13.71	14.28	14.85	15.42	15.99	16.56	
36	機械装置の組立て 又は据付けの事業	平成30年4月1日 以降のもの	4.14	4.435	4.73	5.025	5.32	5.615	5.91	6.205	6.5	6.795	7.09	7.385	7.68	7.975	8.27	8.565	8.86	
		令和6年4月1日 以降のもの	3.84	4.11	4.38	4.65	4.92	5.19	5.46	5.73	6	6.27	6.54	6.81	7.08	7.35	7.62	7.89	8.16	
37	その他の建設事業	平成30年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76	

※労務費率 18%、労災保険率 64/1,000 を使用する場合は①を、労務費率 19%、労災保険率 62/1,000 を使用する場合は②を使用してください（詳細については P.30 をご確認ください）。